

○国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規則

(平成16年5月20日北院大規則第84号)

改正	平成17年4月1日施行	平成18年4月1日施行
	平成19年3月23日施行	平成20年4月2日施行
	平成22年4月1日施行	平成25年4月23日施行
	平成26年3月28日施行	平成26年4月17日施行
	平成27年4月1日施行	平成28年4月1日施行
	令和4年4月1日規則第2号	

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学組織運営規則第10条第2項の規定に基づき、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学経営協議会規則第2条第1項第3号に掲げる者のうちから、経営協議会において選出された者
 - (2) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学教育研究評議会規則第2条第1項第2号から第7号までに掲げる者のうちから、教育研究評議会において選出された者
- 2 前項の委員のうち、同項第1号の委員及び同項第2号の委員は、各同数とする。
- 3 委員が国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学学長選考規則第6条第1項の規定により学長候補者になったときは、委員の身分を失うものとする。
- 4 第1項第1号又は第2号の委員が事故等により欠員となったとき(前項の規定により身分を失った場合を含む。)には、速やかに後任の委員を補充するものとする。

(任期)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 前条第1項第1号又は第2号の委員が任期満了の前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の任期の残余の期間とする。

(審議事項)

第4条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 学長の選考に関すること。
- (2) 学長の任期に関すること。
- (3) 学長の業績評価に関すること。
- (4) 学長の解任に関すること。

(会議の運営)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(開催)

第6条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。

- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長解任の発議があったとき。
- (5) 議長が必要と認めたとき又は委員の3分の2以上から議題を付して学長選考・監察会議開催の要求があったとき。

(議事)

第7条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号の委員の2名以上の出席がない場合は、成立しない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第4号に係る事項については、委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

3 学長選考・監察会議が必要と認めた議案については、欠席する委員はあらかじめ書面により意見を述べるものとする。

4 採決を行う場合において、学長選考・監察会議が必要と認めた議案(学長候補者の決定に係る議案を除く。)については、出席できない委員は書面により表決することができる。この場合における第1項及び第2項の適用については、書面により表決した委員は出席したものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させることができる。

(事務)

第9条 学長選考・監察会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年5月20日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この規則の施行後最初に委嘱される第2条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成17年4月1日施行)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日施行)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日施行)

この規則は、平成19年3月23日から施行する。

附 則(平成20年4月2日施行)

この規則は、平成20年4月2日から施行する。

附 則(平成22年4月1日施行)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月23日施行)

この規則は、平成25年4月23日から施行する。

附 則(平成26年3月28日施行)

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

附 則(平成26年4月17日施行)

この規則は、平成26年4月17日から施行する。

附 則(平成27年4月1日施行)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(任期の特例)
- 2 平成27年4月1日に委嘱される第2条第1項第1号及び2号の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成28年4月1日施行)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。